

電気の子メーター管理者の皆様へ

証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか?

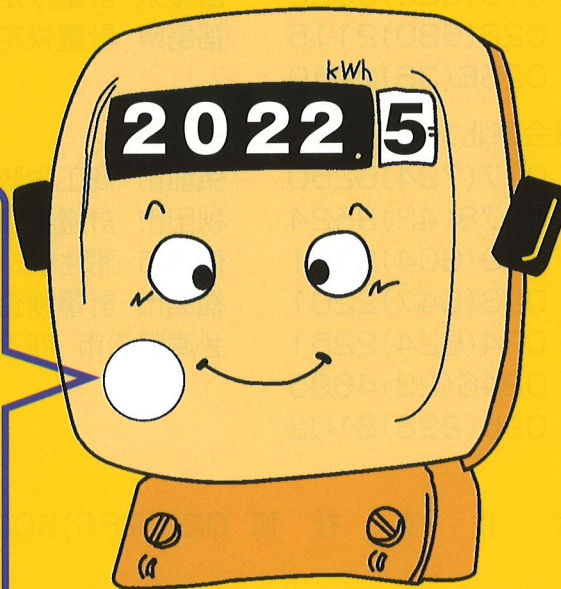
子メーターとは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するためのメーターをいいます。

計量法では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。(計量法第16条)これに違反した場合、計量法で罰則規定(計量法第172条)がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いいたします。また、有効期限を確認するための立入検査は、行政機関(各地方自治体の計量検定所、計量検査所、消費生活センターなど)によって行われており、現在、民間その他の機関に、立入検査を委託している事実はありません。

有効期限は検定ラベル等に表示しております。

検定ラベル (検定に合格したもの)	適合ラベル (自主検定に合格したもの)
平成23年3月以前	
平成23年4月から平成30年12月まで	
2019年1月以降	

※単独計器の有効期限を示す。



変成器付計器
検定票等(ファイバー、黄銅) 検定証印

島 37 12 有効期限
2018年12月以前

2027 5 有効期限
2019年1月以降

封印キャップ
平成28年3月以前

有効期限
平成38年3月を示す。

平成28年4月以降

または

封印キャップ
(適合ラベルの場合)

東北地区証明用電気計器対策委員会

- 東北経済産業局 https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/denryoku_free.html
- 日本電気計器検定所 https://www.jemic.go.jp/kentei/shoumei_dk.html
- 東北計器工業株式会社 <http://www.keiko.co.jp/>
- (一財)東北電気保安協会 https://www.t-hoan.or.jp/oyakudachi/02_kanrisha.php

子メーターの交換について

有効期限の過ぎたものは以下のいずれかの方法で検定済みのものとお取替え下さい。

- ① 修理事業者が所有するものと交換する。
- ② 新品のものを購入する。
- ③ 使用中のものを取り外し、修理後検定を受けた後取り付ける。

● お問い合わせ先

- ・東北計器工業株式会社 本社営業部 TEL 022(345)2104
(新潟営業所 TEL025(245)7251 盛岡営業所 TEL019(638)8311 福島営業所 TEL024(534)4991)
- ・大崎電気工業株式会社 仙台営業所 TEL 022(223)3747
- ・東光東芝メーターシステムズ株式会社 TEL 03(6371)4363
- ・富士電機株式会社 TEL 022(225)5355
- ・三菱電機株式会社 東北支社 TEL 022(216)4554
- ・株式会社エネゲート 営業開発部 TEL 06(6458)7936

詳細についてのお問い合わせ先

● 計量法については

- ・東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 TEL 022(263)1111
- ・東北地区計量行政協議会及び新潟県計量検定所
 - 青森県 計量検定グループ TEL 017(739)8555 秋田県 産業政策課 TEL 018(860)2211
 - 岩手県 商工企画室 TEL 019(629)5528 宮城県 計量検定所 TEL 022(247)1641
 - 山形県 商工産業政策課 TEL 023(630)2115 福島県 計量検定所 TEL 024(521)7657
 - 新潟県 計量検定所 TEL 0256(36)2240
- ・全国特定市計量行政協議会東北ブロック
 - 青森市 計量検査所 TEL 017(734)5250 弘前市 商工労政課 TEL 0172(35)1135
 - 八戸市 くら交通安全課 TEL 0178(43)9524 秋田市 計量検査所 TEL 018(888)5649
 - 盛岡市 消費生活センター TEL 019(604)3301 仙台市 消費生活センター TEL 022(268)7040
 - 山形市 消費生活センター TEL 023(647)2201 福島市 計量検査所 TEL 024(525)3721
 - 郡山市 産業政策課 TEL 024(924)2251 会津若松市 商工課 TEL 0242(39)1252
 - いわき市 計量検査所 TEL 0246(23)4695
 - 新潟市 消費生活センター TEL 025(228)8102

● 検定については

- ・日本電気計器検定所 東北支社 TEL 022(786)5031

東北地区証明用電気計器対策委員会

子メーターの使用の適正化を図ることを目的とし設置されたものであり、委員会は以下の機関で構成されております。

- 東北経済産業局
- 東北地区計量行政協議会
- 全国特定市計量行政協議会東北ブロック
- 新潟県計量検定所
- 新潟市消費生活センター
- 日本電気計器検定所東北支社
- 東北電力ネットワーク株式会社
- 東光東芝メーターシステムズ株式会社
- 東北計器工業株式会社
- (一財)東北電気保安協会
- 東北七県電気工事組合連合会
- (一社)東北電気管理技術者協会
- 仙台ビルディング協会
- (一社)日本電設工業協会東北支部